令和７年３月１９日

訓練実施機関　各位

独立行政法人
高齢・障害・求職者雇用支援機構徳島支部
求職者支援課

求職者支援訓練の認定申請（令和７年度第２四半期）に係るお知らせ

当支部の業務運営につきましては、平素から格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。標記について、下記のとおりご案内いたします。十分にご留意のうえ、申請手続きを進めていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

１．認定申請期間

令和７年４月１日（火）～ 令和７年４月１４日（月）　12 時 00 分必着のこと

２．認定申請について

（１）　申請にあたっては、あらかじめ独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（本部）のホームページにて「認定基準」、「認定申請書の提出に当たっての留意事項」及び「認定申請様式」等を十分に確認し、添付書類等を整え、申請してください。

（２）　「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」に関する研修を修了し、申請する日において有効な受講証明書を有する者が在籍していることが認定基準となっております。
研修を受講した者が在籍していない場合は申請できませんので、予めご承知おきください。

(注) 令和２年度末までに受講したガイドライン研修の有効期間は修了日から５年間、令和３年度以降に受講する研修は修了日から３年間となります。

（３）　申請締切日において、申請書類等が整わない場合は認定申請の手続きができませんので、予めご承知おきください。

（４）　提出された申請書を審査した結果、書類の不備や認定基準を満たさない事項等があった場合は計画の見直し、提出書類の差替え等をお願いすることがあります。その際、指定された日までに修正が整わない場合は、原則として、認定基準を満たさない又は認定基準を満たすと判断できないものとして、認定の対象外となります。

（５）　徳島県地域職業訓練実施計画の範囲内で認定を行うため、その計画を超える申請があった場合には、認定基準を満たしていても認定されない場合があります。

（６）　１コースあたりの定員上限数は 30 名です。ｅラーニングコースの申請コース数は１実施機関あたり１コースとします。

（７）　認定申請書を持参される場合は、必ず認定申請書を持参される日の前日までに当支部求職者支援課あて電話予約のうえ、来所してください。（電話番号：088-655-3712）
また、押印の省略に伴い、電子メールでの提出が可能となりました。詳しくは徳島支部まで事前にご確認いただきますようお願いします。

（８）　より多くの求職者に訓練受講機会を提供できるよう、同一分野内等において開講日の重複等があった場合には、申請期間終了日以降、申請を受理した日が遅いコースから調整をお願いする場合がありますことをご了承ください。

３．カリキュラム策定等にあたっての留意事項

（１）　開講日、指定来所日等のスケジュールおよび訓練期間設定上の留意点は、別紙「令和７年度第２四半期開講に係る指定来所日」のとおりです。

（２）　企業実習の実施を計画される訓練実施機関は、「企業実習を設定するに当たっての留意事項」をよく読んでいただき、認定申請書の作成をお願いします。

（３）　審査後の選定の際、定員枠の調整を協議させていただく場合があります。

４．お願い

（１）　認定申請に必要な添付書類は、令和７年４月以降に開講する訓練科で、すでに一度提出した内容であれば、添付書類を省略できる場合があります。

（２）　認定申請書類の受理後、現状では複数回の補正を要しております。円滑な認定申請へのご協力をお願いしたいと存じます。
　可能なかぎり令和７年４月８日(火)までに申請いただくようお願いします。

（３）　選考について、訓練を受講・修了できる水準にあるか否かを適切に判断するため、原則として筆記試験を行ってください。

（４）　「介護職員初任者研修」、「介護福祉士実務者研修」、「同行援護従業者養成研修」、「ガイドヘルパー養成研修」等を含む介護のコースを申請する場合については、指定通知書の写しを添付してください。添付する書類が不明な場合は、徳島支部までお問い合わせください。

（５）　介護の訓練科は申請受理後、各介護職員養成研修の指定権者へ研修事業の指定の有無などを照会します。認定申請時に以前提出いただいていた「事業計画書（写)」を支部に提出する必要はありませんが、認定前には研修事業の指定の照会を行うため、認定申請すると同時に、県の担当窓口へ「事業計画書」を提出してください。

（６）　**個別相談は個別相談会の実施期間中にお願いいたします。**
　お越しくださる際は、可能な限り認定様式第１、４、５、６、７の１、14、15 号を作成し、ご持参ください。

５．その他

（１）過去１年間の求職者支援訓練の就職状況
　過去１年間に実施した求職者支援訓練の就職状況（認定様式第 14 号）の取り扱いにご留意ください。
　具体的には、**令和６（2024）年４月１日から令和７（2025）年４月１日の期間内に雇用保険適用就職率の適用日がある同一分野**の求職者支援訓練が対象となります。
　詳細は徳島支部までお問い合わせください。

【お問合せ先】　徳島支部　求職者支援課　塩田、清水
TEL：088-655－3712　　FAX：088-654-3390